

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人

②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性

- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R7補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
- ③ 職員の確保支援【R8拡充】
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R7補正、R8拡充】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1） 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
（R7.10.1）登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめての100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）子ども・子育て当事者の意見反映について